

情報共有システムの活用推進について

【目的】

情報共有システムは、受発注者が工事関係書類の提出や決裁をインターネット上で行うものであり、書類を持参する手間と決裁にかかる時間を削減でき、業務の効率化を図ることができます。

本市では、制度の普及を図るため、令和6年度から試行的に運用してきましたが、新たに『岐阜市情報共有システム運用要領』を制定し、更なる活用を推進します。

【対象工事】

受注者選択型から、一部の工事に発注者指定型を適用し、併用運用とします

種別	～R8.3.31	R8.4.1～	
実施形式	受注者選択型	発注者指定型	受注者選択型
対象工事	市が発注する全ての建設工事	予定価格 5,000 万円以上の土木一式工事及び舗装工事	左記以外の工事
要領	岐阜市情報共有システム 試行運用要領	岐阜市情報共有システム運用要領	

【概要】

- ・システムを利用して交換・共有する工事関係書類について、受発注者が協議し、決定します
- ・受注者は利用するシステムや利用の対象者等について発注者と協議のうえ決定し、システムを利用します

【費用負担について】

- ・土木工事標準積算基準、土地改良工事積算基準、水道事業実施必携、治山林道必携に基づく工事については、共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれています
- ・上記以外の積算基準で、共通仮設費率に計上されていない工事については、受発注者協議のうえ、別途積上げ等により共通仮設費に計上します